

## 水産加工原料価格高騰対策支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 県は、加工原料価格の高騰による水産加工業者の経営への影響を緩和するため、県内に本社を有する水産加工業者が行う、加工原料価格の高騰に対応した取組に要する経費について、予算の範囲内において、水産加工原料価格高騰対策支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2 この要綱において「水産加工業者」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する者で、かつ、日本標準産業分類に掲げる「水産食料品製造業」に属する事業者
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が適当と認めた者

### (交付対象等)

第3 この要綱における補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は宮城県内に本社を有する水産加工業者とし、補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率等は、別表1及び別表2のとおりとする。

### (交付の申請)

第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 補助金の交付を申請しようとする事業者は、前項の申請に当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業計画書（様式第1号—別紙1）
- (2) 事業費積算明細書（様式第1号—別紙2）
- (3) 上記(2)の金額が確認できる書類（見積書等）
- (4) 事業スケジュール（様式第1号—別紙3）
- (5) 暴力団排除に関する誓約書（様式第1号—別紙4）
- (6) 発行から3か月以内の現在事項全部証明書

- (7) 納税証明書（発行から3か月以内で、全ての県税に未納が無いこと）
- (8) 会社案内のパンフレット等（会社の概要が分かるもの）
- (9) 購入する加工資機材等のカタログ又は諸元表（加工資機材等を購入する場合）
- (10) 固定資産台帳等会社で所有している全ての設備が分かるもの（加工資機材等を購入する場合）
- (11) その他知事が必要と認める書類

4 次の各号のいずれかに該当する事業者は、交付申請をすることができない。

- (1) 補助金の交付対象となる事業について、同一事業内容の他の補助金を受ける場合
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者
- (3) 交付申請時に宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）に掲げる資格制限の要件に該当する者
- (4) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- (5) 県税に未納がある者
- (6) その他補助が適当でないと知事が認める者

5 知事は、前項第4号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警察本部長あて照会することができる。

#### （交付の決定）

第5 知事は、第4の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行うものとする。

2 知事は、交付決定にあたって、第4第2項の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、当該申請に係る補助対象経費から当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、第4第2項ただし書により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定時において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

#### （補助事業の変更）

第6 補助事業者は、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容の変更又は補助事業に要する経費の変更をしようとするときは、あらかじめ様式第2号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更についてはその限りではない。

- (1) 補助対象経費の30%以内の減額又は経費間の変更である場合
- (2) 補助目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更である場合

#### （補助事業の中止又は廃止）

第7 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第3号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の経理等)

第8 補助事業者は、補助事業に要した経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなければならない。

(交付決定前着手)

第9 補助事業の着手は、原則として規則第6条の規定による補助金の交付決定後に行うものとする。

ただし、やむを得ない事由により、交付申請後において当該交付決定前に事業に着手する必要があるときは、あらかじめ様式第4号による交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第10 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときには、速やかに、様式第5号による報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第11 補助事業者は、知事が補助事業の遂行及び支出状況について報告を求めた場合には、別に定める期日までに様式第6号による遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、様式第7号によるものとする。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業実績書（様式第7号—別紙1）
- (2) 事業費支出明細書（様式第7号—別紙2）
- (3) 事業実績一覧（様式第7号—別紙3）
- (4) 見積書、契約書または請書、納品書（完了届）、請求書及び領収書等の写し
- (5) 完成写真（加工資機材等を購入した場合）
- (6) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第13 補助金は規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、様式第8号によるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の管理及び処分等)

第15 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用の増加した機械等（以下「財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効果的に運用しなければならない。

2 規則第21条第2号及び第3号の規定に基づき知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械、重要な器具その他の財産とする。

3 補助事業者は、規則第21条の知事の承認を受けようとするときは、様式第10号による財産処分承認申請書を知事に提出しなければならない。

4 知事は、規則第21条の規定に基づいて財産の処分の承認をした場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めたときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。

(成果報告)

第16 補助事業者は、補助事業の完了後において、知事から当該補助事業に係る成果等について報告を求められた場合は、知事が指定する様式により、知事に報告しなければならない。

(成果等の発表)

第17 知事は、補助金を交付した事業の補助事業名、補助事業者名、所在地、補助事業の成果等を公表することがある。

(その他)

第18 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年2月10日から施行し、令和7年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表1（補助対象経費）

経費項目	具体的な内容
旅 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>代替原料を活用した商品開発のための産地視察、原料バイヤー訪問・招聘、交通費、宿泊費等</li> <li>既存加工原料を活用した高付加価値商品開発のための産地視察、原料バイヤー訪問・招聘、交通費、宿泊費等</li> </ul>
謝 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>代替原料を活用した商品開発のための専門家派遣に対する謝金</li> <li>既存加工原料を活用した高付加価値商品開発のための専門家派遣に対する謝金</li> </ul>
研究開発費	<ul style="list-style-type: none"> <li>代替原料を活用した商品開発に必要な原材料費、外注費、検査・分析費用等</li> <li>既存加工原料を活用した高付加価値商品開発に必要な原材料費、外注費、検査・分析費用等</li> </ul>
手 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>代替原料を活用した商品開発に必要な消耗品費、資材購入費等</li> <li>既存加工原料を活用した高付加価値商品開発に必要な消耗品費、資材購入費等</li> </ul>
加工資機材等購入費	<ul style="list-style-type: none"> <li>代替原料を活用した商品開発・製造に必要な加工資機材等購入費</li> <li>既存加工原料を活用した高付加価値商品開発・高付加価値商品製造に必要な加工資機材等購入費</li> </ul> <p>※ 単純な老朽化による購入は対象外</p>
そ の 他	知事が必要と認める経費

※ 別表1中、「代替原料」とは、以下のいずれかを指す。

- (1) 既存原料と水産物の種類が異なる原料。
- (2) 既存原料と水産物の種類は同じだが、産地が異なる原料。

別表2（補助限度額及び補助率等）

補助限度額	補助率
補助上限 500万円	
補助下限 50万円	補助対象経費の2分の1以内